

## 長野県みらい基金 団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人長野県みらい基金（以下「基金」という。）が運営する助成プログラム（以下「助成プログラム」という。）に参加するための団体登録に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 本要綱及び助成プログラムに関連する要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共的活動 広く社会一般の利益につながる活動、又は特定の個人若しくは団体ではない、不特定かつ多数の者の利益若しくは問題解決につながる活動
- (2) 非営利組織 活動の実施によって生じた剰余金又は残余財産を特定の個人又は団体に対して分配することのない組織

(団体登録の要件)

第3条 助成プログラムの対象団体として登録する団体は、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 公共的活動を行うことを主たる目的とする非営利組織であり、次のいずれかに該当すること。
  - ① 特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織又は協同組合その他これに準ずる民間の非営利組織であつて、公共的活動を行うことを主たる目的とする団体（以下「公共的団体」という。）
  - ② 公共的団体が相互に連携し、又は他の民間組織、行政機関等と協働して自らの地域の課題解決その他の公共的活動を行うことを目的として構成した団体（以下「連合体」という。）
- (2) 主たる事務所の所在地が長野県内であること、又は活動を行う区域が長野県内にあること。
- (3) 役員の中に暴力団関係者が含まれていないこと。
- (4) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 反社会的又は公共の秩序、善良なる風俗に反する活動を目的とする団体でないこと。
- (6) 当該団体又は助成を受けようとする事業に関して、情報を公開又は発信し、助成金の使途を報告することができる団体であること。
- (7) 事業を行うに当たり、役員及び社員等に対し、特別の利益を与えていないこと。
- (8) 事業を行うに当たり、営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図

る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行っていないこと。

- (9) 助成事業に係る経費について、適正な執行及び管理を行うことができる団体であること。

(団体登録の申請)

第4条 団体登録を申請するに当たり、前条に掲げる団体は、以下に定める書類を基金に提出しなければならない。

(1) 本要綱の様式による書類

- ① 団体登録申請書（様式第1号）
- ② 団体概要書（様式第2号）
- ③ 団体目的等についての確認書（様式第3号）
- ④ 最新の役員名簿（様式第4号-1） ※連合体の場合は（様式第4号-2）

(2) 添付する書類

- ① 規約、定款、会則又はそれに準ずるもの
- ② 前年度の事業報告書及び活動計算書又はそれに準ずるもの
- ③ 当該年度の事業計画書及び活動予算書又はそれに準ずるもの
- ④ 記事、団体広報紙その他活動状況を対外的に示した書類
- ⑤ その他基金が求める書類

2 登録申請を取り下げの場合、団体は申請を取り下げる旨を記した書面を速やかに基金に提出しなければならない。

(団体登録の決定)

第5条 基金は、前条第1項の申請を受理したときは、第3条に定める要件に基づき、団体登録の適否を決定する。

2 基金は、前項の規定により登録の適否を決定したときは、当該団体に登録審査結果通知書（様式第5号）により通知する。

(団体登録の期間)

第6条 登録の有効期間は、登録の日から起算して3年後の日が属する年度の末日までとする。

2 期間満了後、引き続き登録を受けようとする団体は、満了日の3か月前までに団体登録更新申請書（様式第6号）を基金に提出しなければならない。

3 前条の規定は、前項の場合に準用する。

(団体登録の変更)

第7条 登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、受理された団体概要書（様

式第2号)の記載内容に変更があった場合、変更後の内容を記載した団体登録変更申請書(様式第7号)を速やかに提出しなければならない。

2 第5条の規定は、前項の場合に準用する。

3 第1項の規定により登録した場合、当該登録団体の有効期間は、前条第1項の規定にかかわらず、変更登録の通知日から起算して3年後の日が属する年度の末日までとする。

(実績報告書等の提出)

第8条 登録団体は、登録の翌年度以降に助成プログラムの申請を行う場合、以下の書類を基金に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及び活動計算書又はそれに準ずるもの
- (2) 当該年度の事業計画書及び活動予算書又はそれに準ずるもの

(団体登録の抹消)

第9条 登録団体が次の各号のいずれかに該当するとき、基金はその登録を抹消することができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき
- (2) 偽りその他不正の手段により申請したと判明したとき
- (3) 基金の信用を傷つける行為をしたとき
- (4) 当該団体から団体登録抹消申出書(様式第8号)の提出があったとき
- (5) その他基金が特に必要があると認めるとき

(団体情報の公開)

第10条 基金は、第4条第1項に掲げる書類の記載内容(役員名簿の住所を除く。)をホームページに掲載するなど一般に公開することができる。

また、助成プログラムの審査の際の参考資料として審査者に提供することができる。

(団体登録手数料)

第11条 基金は、団体登録をしようとする団体に対して登録事務に係る手数料を設定し、徴収することができる。

(その他)

第12条 その他登録の実施について必要な事項は、基金が別に定める。

附則 この要綱は、平成25年3月22日から施行する。

(様式第1号)

## 長野県みらい基金 団体登録申請書

公益財団法人

長野県みらい基金 理事長 様

	年 月 日
団体名	
主たる 事務所の所在地	〒
代表者 氏名	印

当団体は、特定非営利活動法人長野県みらい基金の助成プログラムに応募する意思を持っているので、貴基金 団体登録要綱に基づき、下記書類を添えて団体登録を申請します。

### 記

- 1 団体概要書（様式第2号）
- 2 団体目的等についての確認書（様式第3号）
- 3 最新の役員名簿（様式第4号-1） ※連合体の場合は（様式第4号-2）
- 4 規約、定款、会則又はそれに準ずるもの
- 5 前年度の事業報告書及び活動計算書又はそれに準ずるもの
- 6 当該年度の事業計画書及び活動予算書又はそれに準ずるもの
- 7 記事、団体広報紙その他活動状況を対外的に示した書類
- 8 その他基金が求める書類

(様式第2号)

団体概要書

団体名						
主たる事務所 の所在地	〒					
電話番号	— —					
メールアドレス	@					
(ふりがな) 代表者						
設立年月 (活動開始年月)	( 年 月 )	事業 年度	月～ 月	会員 数	名	
活動分野	※下表「活動分野」から該当する番号をご記入ください。					
	1 保健・医療	2 福祉	3 社会教育	4 まちづくり	5 観光振興	6 農山漁村又は中山間地の振興
	7 文化・芸術	8 スポーツ	9 環境保全	10 災害救援	11 地域安全	12 人権擁護・平和推進
						13 国際協力
						14 男女共同参画
						15 子どもの健全育成
						16 情報化社会
						17 科学技術
						18 経済活動
						19 職業能力開発・雇用機会充実
						20 消費者保護
						21 市民活動支援
						22 その他
	【主たる分野】			【従たる分野】		
主な 活動地域						
ホームページ ※ブログ・SNS 等も含む	(1) 有 (URL					) / 無
	(2) 有 (URL					) / 無
	(3) 有 (URL					) / 無
広 報 紙	有 (名称 :					) / 無
団 体 の 活 動 目 的						

<p>主な活動内容 (事業内容)</p>	
<p>これまでの 活動実績</p>	<p>① 企業、団体、行政との協働実績</p> <p>②事業受託実績</p> <p>③助成事業実施実績</p> <p>④表彰等の実績</p> <p>⑤その他</p>

この団体概要書に記載している事項に間違いはありません。

年 月 日

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

(様式第3号)

## 団体目的等についての確認書

年

月 日

公益財団法人

長野県みらい基金 理事長 様

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

㊞

当団体は、下記のいずれの事項にも該当することをここに確約します。

なお、下記の事項について疑義のある場合は、別途必要な報告をします。

### 記

- 1 公共的活動を行うことを主たる目的とする非営利組織であり、次のいずれかに該当すること。
  - ① 特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織又は協同組合その他これに準ずる民間の非営利組織であつて、公共的活動を行うことを主たる目的とする団体（公共的団体）
  - ② 公共的団体が相互に連携し、又は他の民間組織、行政機関等と協働して自らの地域の課題解決その他の公共的活動を行うことを目的として構成した団体（連合体）
- 2 主たる事務所の所在地が長野県内であること、又は活動を行う区域が長野県内にあること。
- 3 役員の中に暴力団関係者が含まれていないこと。
- 4 宗教活動、政治活動又は選挙活動を主たる目的とする団体でないこと。
- 5 反社会的又は公共の秩序、善良なる風俗に反する活動を目的とする団体でないこと。
- 6 当該団体又は助成を受けようとする事業に関して、情報を公開又は発信し、助成金の用途を報告することができる団体であること。
- 7 事業を行うに当たり、役員及び社員等に対し、特別の利益を与えていないこと。
- 8 事業を行うに当たり、営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行っていないこと。
- 9 助成事業に係る経費について、適正な執行及び管理を行うことができる団体であること。





(様式第4号—2)

団体構成員名簿（連合体用）

団体名 　：

年　月　日現在

連合体構成団体名	代表者名	主たる事務所の所在地

(様式第5号)

## 長野県みらい基金 団体登録審査結果通知書

第 号  
年 月 日

様

公益財団法人  
長野県みらい基金理事長

年 月 日に申請のありました当基金の団体登録について、貴団体を下記のとおり登録しましたので通知します。

なお、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。

### 記

- 1 登録期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 登録番号
- 3 留意事項

この団体登録は、当基金を活用した助成金の対象団体として登録するものであり、助成金の交付を約束するものではありません。

登録期間内は、本文書及び申請時に提出した書類（様式第1～4号）を、貴団体の事務所等に閲覧用に設置して下さい。

登録内容は、団体登録更新申請書（様式第6号）により更新、又は団体登録変更申請書（様式第7号）により変更することができます。

（登録しないことを決定した場合は、上記の下線部について次のとおり記載するものとし、以下の記載は削除する。「貴団体を登録しないことに決定しましたので通知します。」）

(様式第6号)

## 長野県みらい基金 団体登録更新申請書

公益財団法人

長野県みらい基金 理事長 様

	年 月 日
団体名	
登録番号	
主たる 事務所の所在地	〒
代表者 氏名	⑩

当団体は、公益財団法人長野県みらい基金の助成プログラムへの団体登録を引き続き受けたいので、下記書類を添えて団体登録の更新を申請します。

### 記

- 1 団体概要書（様式第2号）
- 2 団体目的等についての確認書（様式第3号）
- 3 最新の役員名簿（様式第4号-1） ※連合体の場合は（様式第4号-2）
- 4 その他基金が求める書類

(様式第7号)

## 長野県みらい基金 団体登録変更申請書

公益財団法人

長野県みらい基金 理事長 様

	年 月 日
団体名	
登録番号	
主たる 事務所の所在地	〒
代表者 氏名	⑩

当団体は、年 月 日付け第 号で団体登録の決定を受けましたが、次のとおり、団体概要書の記載内容に変更が生じたので、下記書類を添えて申請します。

変更内容	
変更理由	
変更年月日	年 月 日

記

- 1 団体概要書（様式第2号）
- 2 団体目的等についての確認書（様式第3号）
- 3 最新の役員名簿（様式第4号-1） ※連合体の場合は（様式第4号-2）
- 4 その他基金が求める書類

注：団体概要書の変更箇所は下線を引いて、判別できるように示してください。

(様式第8号)

## 長野県みらい基金 団体登録抹消申出書

公益財団法人

長野県みらい基金 理事長 様

	年 月 日
団体名	
登録番号	
主たる 事務所の所在地	〒
代表者 氏名	印

当団体は、特定非営利活動法人長野県みらい基金の助成プログラムの団体登録を抹消したいので、下記書類を添えて申し出ます。

記

- 1 基金が求める書類